

○内閣府告示第二十九号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第五十五条第一項の規定に基づき、経済金融活性化特別地区を次のように指定し、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

名称 名護地区

区域 名護市